

第7回 教育委員会会議日程

開催期日 令和2年7月27日（月）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第9号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第10号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第11号 教育委員会委員の学校訪問実施に伴う所感の件

日程第7 議案第17号 財産取得（小中学校情報端末購入）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

日程第8 議案第18号 芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則制定の件

閉 会

日程第4

報告第9号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和2年7月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

令和2年度就学援助認定総括表(令和2年7月認定者)

申請世帯	4世帯
認定保留世帯	世帯
認定世帯	4世帯
要保護世帯	世帯
準要保護世帯	4世帯
経済的困窮世帯	1世帯
児童扶養手当受給世帯	3世帯
町民税非課税世帯	世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	世帯
	世帯
不認定世帯	世帯
認定廃止世帯	世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(7月認定者) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校					1	1	2
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	1	1	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年			計
芽室中学校		1	2			3
上美生中学校						0
芽室西中学校						0
合 計	0	1	2			3
				合計	5	

(中学校)

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
				1		1
						0
						0
						0
0	0	0	0	1	0	1
				合計	0	

(中学校)

●準要保護不認定者数一覧(7月認定者) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年			計
芽室中学校						0
上美生中学校						0
芽室西中学校						0
合 計	0	0	0			0
				合計	0	

令和2年度就学援助認定総括表

(令和2年7月8日現在)

申請世帯	168	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	145	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	145	世帯
経済的困窮世帯	64	世帯
児童扶養手当受給世帯	78	世帯
町民税非課税世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
		世帯
不認定世帯	22	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎8年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	168	145	22	0	12.4

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(7月8日現在) (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	13	13	9	12	15	20	82
上美生小学校					1		1
芽室西小学校	3	8	4	4	9	7	35
芽室南小学校	1			1		1	3
合 計	17	21	13	17	25	28	121

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年				計
芽室中学校	16	17	24				57
上美生中学校	1	2	2				5
芽室西中学校	7	12	12				31
合 計	24	31	38				93
			合計				214

(中学校)

●準要保護不認定者数一覧(7月8日現在) (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	3	2	1	4		2	12
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	3	1	3	1		10
芽室南小学校				1		1	2
合 計	5	5	2	8	1	3	24

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年				計
芽室中学校	1	3	7				11
上美生中学校							0
芽室西中学校	2	1	2				5
合 計	3	4	9				16
			合計				40

○町民税非課税世帯

芽室小学校	1年	1人
芽室南小学校	4年	1人
芽室中学校	1年	2人
	2年	1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

(昭和二十二年三月三十一日)

(法律第二十六号)

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に
対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

(平一九法九六・追加)

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

イ 紙与所得者以外の者の場合

「所得金額」を紙与所得者の「紙与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該紙与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年4月25日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年8月22日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行する。（平成29年11月30決定）

日程第 5

報告第 10 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 2 年 7 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

日程第 6

報告第 11 号

教育委員会委員の学校訪問実施に伴う所感の件

教育委員会委員の学校訪問実施に伴う教育委員会所感について、各学校に対し通知したので、報告します。

令和 2 年 7 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

学教第194号
令和2年7月14日

各学校長様

茅室町教育委員会教育長 程野 仁

教育委員会委員による学校訪問にかかる所感について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止にご尽力いただいている中、教育委員会委員による学校訪問にご対応いただきまして、御礼申し上げます。

つきましては、次のとおり所感を取りまとめましたので、今後の学校運営等に活かしていただくことを期待します。

記

1 学力向上に向けた取組について

社会において自立して生きていくためには、子供たちが基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力を確実に身に付けることが重要であり、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の充実と学力の向上に向け、様々な取り組みをされているところであります。

全国学力・学習状況調査等の各種結果データを客観的に検証・分析し、教育課程を編成・評価するとともに、具体的な施策の展開への取組を一層進め、検証改善サイクルによる授業改善に努めてください。

また、家庭との連携強化の上、授業と連動した家庭学習習慣の定着化を校内一丸となって取り組み、更なる効果的な支援をお願いします。

子供が安心して学ぶ環境の確保のため、学習活動を支障なく進めることができる学習規律について工夫されているところでありますが、引き続き子供たちの発達段階に応じた学習規律の確立や小中連携教育を推進し、確かな学力の向上とともに、支え合い高め合う集団づくりを学校全体で取り組まれますようお願いします。

2 豊かな心と健やかな体の育成について

各学校においては、豊かな心や健やかな体を育む取り組みや、いじめなどを未然に防ぐために、様々な取り組みをされているところであります。また、茅室町教育委員会が提唱する「3つの心運動」と連動した、各校の特色を生かした道徳教育が推進され、更に自己肯定感を高める取り組みや学校力向上等についても、具体的な内容を理解できました。

今後も一層、規範意識や生命尊重などの基本的な倫理観や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、家庭・地域と連携を図り、様々な体験を通して子どもの内面に

根ざした道徳性を育むとともに、言葉の持つ力を利用するなどの自己肯定感を高める取り組みをお願いします。

また、体力・運動能力の向上を目指し、体育授業の工夫改善やスポーツ機会の充実を図るとともに、家庭との連携を図りながら、基本的な食習慣や生活習慣の確立を促す食育指導及び食と農をつなぐ食農教育や健康教育の一層の推進をお願いします。

いじめや不登校の防止や対策については「いじめ防止基本方針」に基づき万全を期されているところですが、ネットトラブルなど情報モラル教育の取り組みや、h
y p e r - Q U テストを活用するなど、今後とも、より良い学校生活や友達づくりのために日頃からの子供たちの小さなサインを見逃すことなく、引き続き早期発見、早期解決をお願いします。

3 信頼される学校づくりについて

各学校においては、学校運営協議会などを通じ、保護者や地域住民の声を聴き、様々な手法で学校情報を発信し、学校活動の改善に結びつけていくことが理解できました。

学校と地域がパートナーとして連携し、協働による取り組みを進めていくためには、「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。

学校運営協議会での熟議と、今後進められる地域学校協働活動との協働の取り組みを一層進め、学校運営に地域の声を積極的に生かし、学校・家庭・地域と一体となって、子供たちの豊かな成長を支える特色ある学校づくり、体制づくりに取り組まれますようお願いします。

(学校教育課総務係)

令和2年度教育委員会委員による学校訪問

参考資料

教育委員会委員の学校訪問（芽室小学校）

1 日 時 令和2年7月6日（月）10時00分～10時50分

2 場 所 芽室小学校会議室

3 実施内容

- (1) 開会～有澤課長司会進行
- (2) 学校側による進行～佐藤教頭
- (3) 学校側挨拶～吉藤校長
- (4) 日程説明～佐藤教頭
- (5) 授業参観
- (6) 資料説明

学校経営に関する事項～吉藤校長

その他～佐藤教頭

(7) 質疑応答

4 出席者 教育長 程野教育長

委 員 西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員

学校側 吉藤校長、佐藤教頭、野村主幹教諭

事務局 有澤学校教育課長、

中田学校教育課総務係長、宮村生涯学習推進アドバイザー

5 質疑等

鳥本委員 コロナ禍による、今後の行事予定は→運動会は10月3日（土）半日で、出場種目少なく行う。修学旅行は9月9・10日札幌予定だったが、旭川・富良野方面で再考中。7月16日夜、保護者説明会を行う。学芸会は11月末を予定している。

田口委員 コロナ対応・対策で良かったことは→分散登校時で、名前順でA Bグループに分けたことは、兄弟がいる家庭が同じ日の登校日になり良かったと思う。

山口委員 先生たちの体調面はいかがか→体調崩している職員は今のところいない。児童との関わりに加え消毒作業など、本当に一生懸命取り組んでいただいている。ただ、年間スケジュールのペースが崩れています心配している。

密対策はいかがか→教室内では、物理的に難しい面もあるが、手洗いやマスク着用の励行、換気をおこなっている。暑さによる体調不良が心配。

西村代理 言語能力の育成はあるが、学校として何をどう変えるのか、評価基準を明確にし、教職員と共有して取り組んでいただきたい。

教育委員会委員の学校訪問（上美生小学校）

1 日 時 令和2年7月8日（水）9時20分～10時10分

2 場 所 上美生小学校会議室

3 実施内容

- (1) 開会～有澤課長司会進行
- (2) 学校側による進行～喜多教頭
- (3) 学校側挨拶～松井校長
- (4) 日程説明～喜多教頭
- (5) 授業参観
- (6) 資料説明

学校経営に関する事項～松井校長

その他～喜多教頭

(7) 質疑応答

4 出席者 教育長 程野教育長

委員 西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員

学校側 松井校長、喜多教頭

事務局 有澤学校教育課長、

清末学校教育課長補佐、宮村生涯学習推進アドバイザー

5 質疑等

鳥本委員 学校農園にOB・OGの農業者協力や、縦割り活動など今後も推進してほしい。運動会は別日程で行うのか。→別日程を予定。

学校紹介パンフレットの配布先は。→山村留学の対象児童へ配布。

田口委員 コロナ対策での休校中の情報発信は。→1週間ごとの家庭学習プリント、家庭学習だが時間割も示した。

学校紹介パンフレットについて、積極的に配布してほしい。

山口委員 縦割り活動は年間通じてか。→その通り。本年度班数を増やした。

西村代理 小規模校なので、子供たちと大人との距離が近いので、丁寧な指導をお願いします。

教育委員会委員の学校訪問（芽室西小学校）

1 日 時 令和2年6月26日（金）13時10分～14時00分

2 場 所 芽室西小学校会議室

3 実施内容

- (1) 開会～有澤課長司会進行
- (2) 学校側による進行～菅原教頭
- (3) 学校側挨拶～大村校長
- (4) 日程説明～菅原教頭
- (5) 授業参観
- (6) 資料説明

学校経営に関する事項～大村校長

その他～菅原教頭

(7) 質疑応答

4 出席者 教育長 程野教育長

委員 西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員

学校側 大村校長、菅原教頭

事務局 有澤学校教育課長、中田学校教育課総務係長、
宮村生涯学習推進アドバイザー、芳野地域おこし協力隊

5 質疑等

- 鳥本委員 コロナ禍による先生方のケアは。→消毒液を噴霧器で噴霧している。
先生方も協力してくれいている。在宅勤務等は感謝されている。今後、
C Sで消毒作業できないか検討中で、会長と協議している。
今後の行事予定は。→運動会は9月16日の平日開催を予定。分散型、
立ち見などを検討している。学芸会は明年2月の参観日に合わせて実
施することを検討している。
- 田口委員 マチコミメール登録100パーセントだが、努力したことあるか。
→参観日でQRコードを掲示したり、新1年生の入学手続き時で周知
を行った。
- 山口委員 修学旅行の予定は。→9月30日札幌方面、別案として12月旭川方面
を検討している。親御さんへのアンケートを実施中。中止などの意見
もあるが、取りまとめはこれから。
- 西村代理 授業改善推進チーム活用事業加配や指導方法工夫改善加配など、取り
組んでいることや、学校としての考え方などを発信してほしい。

教育委員会委員の学校訪問（芽室南小学校）

1 日 時 令和2年7月6日（月）9時00分～9時50分

2 場 所 芽室南小学校校長室

3 実施内容

- (1) 開会～有澤課長司会進行
- (2) 学校側による進行～日根野教頭
- (3) 学校側挨拶～吉本校長
- (4) 日程説明～日根野教頭
- (5) 資料説明

　　学校経営に関する事項～吉本校長

　　その他～日根野教頭

- (6) 授業参観

- (7) 資料説明～日根野教頭

- (8) 質疑応答

4 出席者 教育長 程野教育長

委員 西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員

学校側 吉本校長、日根野教頭

事務局 有澤学校教育課長、

中田学校教育課総務係長、宮村生涯学習推進アドバイザー

5 質疑等

鳥本委員 今後の授業や行事の予定は。→未履修は6月で解消できた。運動会は9月5日(土)午前で予定。学習発表会も内容制限あるが実施予定。修学旅行は9月23,24日に札幌で調整中。(8月初旬までに決めたい)

田口委員 メール登録100%の取組の件。→2月の新1年生の説明会時に登録して頂いている。マチコミメール利用は検討中。

小小交流は。→6年生が芽小と交流している。

山口委員 休校中に保護者等から意見はあったか。→状況の報告を逐一もらいたいことや、6年生の勉強が心配などがあった。

西村代理 休校中の取り組みで行ったDVD作成など素晴らしいこと。

教育委員会委員の学校訪問（芽室中学校）

1 日 時 令和2年7月6日（月）11時00分～11時50分

2 場 所 芽室中学校会議室

3 実施内容

（1）開会～有澤課長司会進行

（2）学校側挨拶～小澤校長

（3）学校側による進行～阿部教頭

（4）授業参観

（5）資料説明

学校経営に関する事項～小澤校長

その他～阿部教頭、加藤主幹教諭、駒井教務主任、島田生徒指導主事

（6）質疑応答

4 出席者 教育長 程野教育長

委員 西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員

学校側 小澤校長、阿部教頭、加藤主幹教諭、駒井教務主任、

島田生徒指導主事

事務局 有澤学校教育課長、

中田学校教育課総務係長、宮村生涯学習推進アドバイザー

5 質疑等

鳥本委員 エレベーター設置したが利用状況は。→対象生徒は1日6～7回利用している。

今後の行事予定は。→1学期終業式は放送で実施予定。体育祭と文化祭を併せて実施予定。修学旅行は8月31日～2泊3日の道内（札幌以外）を予定。

田口委員 姿勢が良いなど感じた。マチコミメール加入率は。→98%以上。

コロナ対応で困ったことは。→特にない。フェイスシールドや透明マスクなど購入し対策しているところ。

山口委員 2年生を参観したが、集中と落ち着きがあった。先生の言葉で「あきらめないで」「あきらめるな」などのワードが聞こえ、熱意を感じた。

西村代理 非日常で得られるチャンスと捉えて指導してほしい。

教育委員会委員の学校訪問（上美生中学校）

1 日 時 令和2年6月26日（金）14時20分～15時10分

2 場 所 上美生中学校コンピューター室

3 実施内容

（1）開会～有澤課長司会進行

（2）学校側による進行～野島教頭

（3）学校側挨拶～中村校長

（4）資料説明

学校経営に関する事項～中村校長

その他～野島教頭

（5）授業参観

（6）質疑応答

4 出席者 教育長 程野教育長

委員 西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員

学校側 中村校長、野島教頭

事務局 有澤学校教育課長、

中田学校教育課総務係長、宮村生涯学習推進アドバイザー

5 質疑等

鳥本委員 今後の行事予定は。→運動会と学芸会を9月末に合わせた形で実施したいと考えている。分散開催を検討している。

田口委員 コロナで会議等ストップしていたが今後の予定は→7月にPTAで会議を行う予定。

山口委員 全校国語とは。→3年生が1.2年生にプレゼンテーションを行う、縦のつながりで交流し合い学ぶ取り組み。

西村代理 自分たちのできること、強みを生かしてほしい。幼保小中連携がうまくいっていると感じる。

教育委員会委員の学校訪問（芽室西中学校）

1 日 時 令和2年7月8日（水）10時30分～11時20分

2 場 所 芽室西中学校会議室

3 実施内容

- (1) 開会～有澤課長司会進行
- (2) 学校側による進行～宗形教頭
- (3) 日程説明～宗形教頭
- (4) 学校側挨拶～久保校長
- (5) 授業参観
- (6) 資料説明

学校経営に関する事項～久保校長

その他～宗形教頭

(7) 質疑応答

4 出席者 教育長 教育長

委員 西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員

学校側 久保校長、宗形教頭

事務局 有澤学校教育課長、

清末学校教育課長補佐、宮村生涯学習推進アドバイザー

5 質疑等

鳥本委員 水曜日のコグトレとは。→集中力・記憶力トレーニング教材

今後の学校行事について。→修学旅行は内容変更して実施する。宿泊
学習は10月で調整中。体育祭と文化祭は10月に併せて実施予定。

田口委員 小中連携の具体取り組みは。→P T A 合同、職員交流合同、C S 合同。

山口委員 不登校生徒は何名ほどいるか。→1年生1名、2年生5名、3年生2名。
コロナに起因するものではない。

西村代理 不登校生徒にI C Tを活用してはどうか。→今後工夫し活用していく
が、物が来てからの面もある。光回線未整備地域について、要整備の声
を上げていく必要があるのではないか。

日程第 7

議案第 17 号

財産取得（小中学校情報端末購入）の議案に対する意見申し出の件
(非公開)

財産取得（小中学校情報端末購入）の議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 2 年 7 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

日程第8

議案第18号

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則制定の件

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則を制定しようとするものであります。

令和2年7月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務時間の特例に関する規則

(令和2年7月 日芽室町教育委員会教育長決定)

(目的)

第1条 この規則は、芽室町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第8号。以下「勤務規則」という。）第5条の規定に基づき芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員（以下「指導員」という。）の勤務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間及び勤務日並びに週休日の割振り）

第2条 指導員の勤務時間は、1週38時間45分又は4週間を通じ1週間当たり38時間45分を超えない範囲の時間とする。

- 2 指導員の勤務日は、勤務規則の適用を受ける職員の1年間の勤務日数との均衡を考慮して勤務の日を割り振るものとする。
- 3 週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）は、1週間のうち2日又は4週間を通じ1週間当たり2日とする。ただし、任命権者は、これらの日に加えて週休日を設けることができる。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

説 明

芽室町ふるさと交流センターに勤務する山村留学パート指導員の勤務形態が変則勤務であることから、必要事項を制定しようとするものであります。

芽室町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

（1週間の勤務時間）

第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性により、4週

間ごとの期間につき 8 日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である会計年度任用職員については、町長と協議して、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

- 3 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。